

令和元年度 堺市精神保健福祉審議会

1. 日 時 令和元年 7 月 24 日（水）午後 2 時～午後 4 時
2. 場 所 堺市役所本館 6 階 大会議室
3. 委 員
出席者 秋田委員、東委員、加納委員、河口委員、川邊委員、木村委員、黒田委員、
高野宮委員、中野委員、中村委員、野田委員、萩原委員、松井委員、
山田委員、山本委員
欠席者 位田委員、上島委員
4. 事務局 健康福祉局：隅野局長
障害福祉部：森部長
健康部：松木部長
障害施策推進課：長尾課長、林課長補佐、足立係長、木田副主査、木村
障害者支援課：増田課長、佐野課長補佐
こころの健康センター：井川所長、永井次長、遠藤医長、松尾主幹、
三浦係長、山根係長
精神保健課：柴田課長、前原課長補佐、大谷主幹、片山係長、中村

5. 開会

(1) 会議の成立

委員の過半数の出席により、会議が成立していることを確認。（堺市精神保健福祉審議会条例第 6 条）

また、堺市情報公開条例第 35 条及び堺市審議会等の公開に関する基準に基づき、会議を公開とすることを確認。

- (2) 挨拶（堺市健康福祉局長 隅野 巧）
- (3) 委員及び事務局職員紹介
- (4) 配布資料確認

6. 案件

(1) 精神保健課所管業務について

平成 30 年度業務実績について説明。特に、大阪府、大阪市と共同で整備している精神科救急医療体制、措置入院者等退院後支援事業及び各区保健センターにおける精神保健福祉相談については別途資料を用いて説明。

《説明資料》

「平成 30 年度 堺市精神保健福祉関係業務実績について」資料 1」

「堺市内精神科病院入院患者の状況」参考資料」

「大阪府の夜間・休日精神科救急医療体制」資料 1-1」

「措置入院者の退院後支援事業」資料 1-2」

「堺市の精神保健福祉相談業務体制」資料 1-3」

○委員からの意見・質疑

【黒田委員】

参考資料「堺市内精神科病院入院患者の状況」の行動制限患者数については188人ということですが、これは6月30日時点の入院患者数2,259人の中で行動制限を受けている方ということでしょうか。またその行動制限の内容はどのようなものでしょうか。パーセンテージを見ると病院間でかなり差がある状況ですが、これは何か改善していかなければならないものではないのか、実地指導を行っている行政としての意見をお伺いしたいと思います。

【事務局】

こちらの数値につきましては6月30日の入院患者数と行動制限者数ということになります。行動制限者数は、病院間で数値にバラつきがありまして、一番多いところでは3桁にのぼる数字になっていますが、一番多い阪南病院さんは救急医療に特化をされている病院さんでありまして、先ほどもご説明をさせていただきました、大阪府、大阪市と共同で整備しております精神科救急医療体制にも毎日のように参画いただいて受入の御協力をいただいているところです。救急医療ということになりますので状態の悪い患者さんが受診をされるということになりますので、状況によっては隔離や身体的拘束が行われることもあります。ですので、行動制限が突出して多いということはこの状況によるものが多いと行政としては判断しております。また、実地指導の中で行動制限に関しましても確認を行っております。例えば任意入院の患者に対しまして長期の行動制限を行っているような状況があれば指導を行っております。

【黒田委員】

もう一つの質問は、各保健センターで行っている精神保健福祉相談についてです。資料1-3に相談内容別の内訳がありますが、「老人精神保健」の中には認知症についての相談も含まれると思いますが、認知症の方については地域包括支援センターでも相談にのると思いますが、このあたりの役割の分担はどうなっていますでしょうか。

【事務局】

認知症につきましては地域包括支援センターが相談窓口になっておりまして、基幹型の地域包括支援センターが中心となりまして対応をしているところです。ですが、保健センターにも認知症相談が入ってきます。相談された際は単に地域包括支援センターを案内するのではなく、一旦お話を伺ったうえで必要に応じて地域包括支援センターと連携をさせていただくというような対応をさせていただいております。

【野田会長】

確かに精神医療の中で話題になっている拘束が増加する原因の一つに救急医療が進んできたからではないかと言われてはいますが、阪南病院さんも救急医療を頑張ってきておられますね。

【黒田委員】

この行動制限の中にはいわゆる閉鎖病棟への入院は含まれてないわけです。ですから隔離および身体拘束を行っているという事例になってくるということになります。件数が増えてきているというデータがございます。630 調査を経年的に見ていくとだんだん数が増えてきているというデータがあります。入院患者そのものが増えているわけではないのに拘束が増えてきているということについては何らかの対応が必要だと思えます。スーパー救急だからどうしても拘束が必要になってくるというものではないと思えます。実は拘束によって血栓が生じて肺梗塞になったりする事例もあってそれが裁判になったりもしています。そういうことを考えると、先ほど計算したのですが7%くらいの方が、14人に1人が拘束を受けている、これは何か改善すべきではないかと思いました。

【川邊委員】

今の入院に際しての身体拘束の件ですが、昨年もお聞きした時に「実地指導のときにそのあたりも確認している」というお話でしたが、もう少し具体的なお話をお伺いしたいと思います。身体拘束が、拘束日数は全国的に見ても本当に増えています。堺市内の5病院に実地指導に行ったときに、この身体拘束件数が増えているのかどうか、また拘束日数が増えているのかどうか、全国的に増えている傾向がある中で堺市内の病院はどうなのかということをお聞きしたいと思います。それから、措置入院などの緊急の場合だけではなく、ある病院に本人も納得した上で任意入院した方が、その場で大きな声を出したり拒否をしたりするわけではないのだけれども、隔離室、保護室に入ったということも家族からは聞いております。そういう不適切なことも耳にすることもありますので、堺市内の拘束件数、拘束日数がどういう傾向にあるのかということをお聞きしたいと思います。全国的に見てこれは大変問題であるので、救急体制の病院であっても岡山県の中には身体拘束は一切していないという病院があったりですとか、安易に拘束に行かないように拘束具を管理しているという病院も全国の中にはあちこちありますので、そういう中で堺市内のことについてももう少し詳しくお聞かせ願えたらと思っております。

【事務局】

大変申し訳ありませんが、拘束の件数、日数につきましては過去からの比較などは行っておりません。今後確認することを検討いたします。なお、任意入院患者に対する行動制限につきましては、ご本人の同意に基づく入院ということから行動制限をするのは望ましくありません。より注意して確認をしております。必要な状況かどうか、本当に行動制限が必要であれば任意入院から医療保護入院に切り替える必要性は無いのかなど、このあたりも含めて病院の方に確認した上でそれが一時的で長期化していないかなどの観点で指導を行っている経過はあります。

【加納委員】

自殺対策事業についてお聞きしたいと思います。自殺する人の数は数年前までは3万人を超える状況だったのがここ最近の自殺者数は減ってきていることと思えます。自殺の理由は経済的な理由であったり健康上の理由やこころの健康の問題があったりすると思えます。こ

のゲートキーパーの養成研修もいづらか機能しているのか、行政として自殺者の数が減少していることをどのように分析しているのか、それから、堺市における実数についても報告いただけるとありがたいです。

【事務局】

確かに自殺対策としてこれを実施したから自殺者が確実に減ったというような根拠というものは残念ながら明確なものはありません。ただ、ゲートキーパー養成を推進するにあたりまして、一人でも多くの方が悩んでいる方に気づいてそこで声かけをする、そういったことによりいろんな相談機関につながることであったり、一人で悩みを抱えるということ避けしていくということについては非常に有効な施策であると考えて実施しています。また、本市の自殺の状況ですが、昨年の本市の自殺者数はまだ確定値は出ておりませんが、概数値としまして、143名の方が自殺で亡くなられたというデータがございます。平成29年に関しましては、堺市の確定数は131名でした。この数値と比較しますと、現時点では概数ではありますが、10名余り増えている状況でございますので、増えた要因などにつきましては9月頃の確定値の公表を受け、精査をしていきたいと考えております。

【加納委員】

先ほどの減少の背景については国でも分析できていませんか。

【事務局】

自殺総合対策としまして、特にこれを実施したから減少した、というような明らかな特効薬的なものは国からも示されておりません。ただ、自殺対策基本法ができて10年余りの取組みの中で、当初はメンタルヘルスの問題を中心に自殺対策を推進したという背景もあったのですが、労働問題、学校教育問題、家庭問題などのいろんな関連施策と連動していくというところは有効なものではないかと言われております。

【加納委員】

最後に、ゲートキーパー養成研修につきましては民生委員も積極的に受講するようしております。良い実例というものは上がってきていますでしょうか。

【事務局】

いつもご協力いただきましてありがとうございます。ゲートキーパー養成研修には民生委員の皆さまにも多く受講いただいております。ご近所の方などいろいろな方に発信をいただいているとお伺いしております。今後ともぜひゲートキーパーの普及というところにつきましてはお力添えいただければと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

【野田会長】

自殺についての貴重なご意見ありがとうございます。実は自殺者数につきましては去年は大阪府全体で増加している状況です。堺市だけではないようですね。

(2) こころの健康センター所管業務について

平成 30 年度業務実績及び令和元年度拡充業務について説明。

特に専門相談のギャンブル等依存症の相談、精神医療審査会の内容と拡充事業のひきこもり支援について別途資料を用いて説明。

《説明資料》

「平成 30 年度 堺市精神保健福祉関係業務実績について資料 1」

「令和元年度 堺市精神保健福祉関係新規・拡充業務について資料 2」

「堺市のひきこもり支援 資料 1-4 」

【野田会長】

ただ今ご説明いただきましたけれども、本日ご欠席の位田委員から精神医療審査会関係の要望事項を承っておりますのでここでお伝えさせていただきます。

要望事項：任意入院者の退院請求についても受理して審査対象とすること
その理由として、「任意入院者は退院を申し出れば退院できるのが原則ですが、実際には閉鎖処遇を受けたり退院に向けた環境整備がなされていないため、退院できない場合があることから、退院請求を認める必要性があります。また、精神保健福祉法も任意入院者の退院請求を認めていると解されます。」

以上につきまして、事務局から何かありますでしょうか。

【事務局】

位田委員からの要望事項に対しての事務局の考え方についてご説明いたします。

任意入院者からの退院請求について、受理して審査対象とする要望ですが、従前より審査対象としておりましたが、これまで、実際の審査には至った件数はありません。

昨日の精神医療審査会においても議論したところですが、今後は相談があった際に、請求できる権利について十分な説明を行うこと、任意入院にも関わらず退院させない場合は、病院実地指導をはじめ行政指導を検討していくこととすすめていく方針です。以上です。

○委員からの意見・質疑

【黒田委員】

ひきこもり支援についてですが、家族支援だけに終わっていて本人にアプローチできない場合があるということですが、家庭訪問する人材ですとか、家庭訪問をしてご本人にお会いするということはどのくらいできているのですか。またどこが行うのですか。保健センターですか。

【事務局】

家庭訪問はもちろん行っております。平成 30 年度の相談実績ということで 220 件の家庭訪問を行っております。こころの健康センターが訪問を行っておりまして、相談の中には「家に来て会ってほしい」「話を聞いてあげてほしい」「何とか外に出してほしい」など、家族からも支援機関からも一般市民からも要望があるのですが、私たちはそこには応じません。まずはご本人から了解を得ない限りは家庭訪問はしてはいけない、というのがひきこもり支援

の特徴です。ご本人が受け入れてくれる環境が整うまでは家族ときちんと面接して、家族を通じた形でご本人に外部の方との接触があるということを伝えていくことをしています。やみくもに家に行ってしまう、そこで関係を崩してしまうとそこから先は見出せませんし、同じようなことをしてしまっただけはひきこもりは変わらないということはこれまでの経験の中です。ご本人が来ていただいてもいいという環境に応じた件数であると見ていただければと思います。

【野田会長】

先ほどの説明でありましたが、あまり医療にかかる必要が無い方も多いのでしょうか。いろんなデータを見ておられますと、発達障害が多いとか強迫性障害が多いとかというようなものも見受けられますが。

【事務局】

正確に全例の診察をしたわけではありませんが、発達障害の特性をお持ちの方はそれなりにおられると思います。ただ本人様や家族様が発達障害がある、またそういった診断を受けたいという方がそれほど多いわけではありません。こちらが勧める場合でもご本人様が納得していない段階で進めてこちらに不信感などがあると支援に繋がらないということになりますので慎重に対応しているところです。

(4) 障害施策推進課・障害者支援課所管業務について

平成30年度業務実績及び令和元年度拡充業務について説明。特に、平成30年度精神科在院患者調査及び退院患者調査について別途資料を用いて速報値を報告。

《説明資料》

「平成30年度堺市精神保健福祉関係業務実績について資料1」

「令和元年度堺市精神保健福祉関係新規・拡充業務について資料2」

「平成30年度精神科在院患者調査報告書〔堺市版〕速報値資料1-5」

「平成30年度精神科在院患者調査報告書〔堺市版〕速報値資料1-6」

○委員からの意見・質疑

【山本委員】

資料1の14ページにあります、精神科病院からの地域移行の項目の部分で院内の説明会を2回開催したとあります。職員向けと書いてあるのですが、この2回というのは、別紙参考資料にあります堺市内5病院のうち、平均在院日数が300日を超えるところにおいて、という理解でよろしいでしょうか。

【萩原委員】

堺市相談支援ネットの萩原です。先ほどの説明にもありました、精神科病院からの地域移行体制整備事業の委託を受けている法人の立場としてご説明させていただきます。院内説明会の開催についてですが、山本委員からご質問のありました平均在院日数の長い病院は、今は地域移行の機能強化病棟をお持ちになっていらっしゃると思いますので、病院でも活発に退院に

向けての動きをされておりますし、職員向けもされております。また、別の病院でも各病棟で院内茶話会を実施していますが、その院内茶話会がどのような意味合いで実施しているかを職員も知っておいた方が良いと考え、院内説明会を行っております。各病院とも熱心に院内での活動をしていただいている、基幹相談のコーディネーターが来なくても独自で実施しておられる医療機関もあるのですけれども、この院内説明会を開催したのは堺の中では2病院に行いました。

【野田会長】

2回実施したところというのは特に平均在院日数に関係なく実施をされているということでしょうか。

【萩原委員】

平均在院日数が比較的長い病院で実施させていただいております。

【高野宮委員】

グループホームが209か所、847名が利用されていると先ほどご説明がありましたが、このうち精神障害の方がどのくらい利用されているかというのも気になるところですが、うちの法人も9か所目のグループホームを開設することが出来まして、その時に施設コンフリクトにあいました。何度か地域に伺いましてご挨拶やご説明をさせていただきました。理解をしていただけるようになるべく仲良くできたらいいなと思って伺っておりました。法人の誠意が足りない、説明が足りないというような言葉をいただきまして、それは私たち法人にとっても勉強になりました。その中で「決して精神障害の方の差別をしているわけではない」という前置きがありながらも「毎日毎日大きな物音がしたり些細なことがあれば110番するからな」というような言葉をいただいたりもします。私たちは日々、精神障害を持っている方と毎日お会いして、彼らの地域支援をしているのですが、地域の方が抱えている認識というのを改めてその時に知りました。説明会を開いてほしいというご要望がありましたので、すぐに説明会を開かせていただきましたが、その時に住民の方から「行政もその席に来てほしい」という要望がありましたので、堺市の方にも、説明会を開くときに住民の方の要望がありましたので来ていただきたいんです、とお願いに上がりました。堺市からは「それは個人の問題であって堺市には一切関係ありません」「法人とご近所の方のトラブルであって堺市には何の関係もありませんのでそういった場所に行く必要はありません。そちらは筋が違います」と言われました。ものすごく驚きました。私たちも法人として来ていただきたいというよりは、住民の方からのご要望があって堺もぜひ、という言葉がありましたのでお願いに上がったのですが。結果としましては今年の1月に無事に開設することが出来ました。5名の入居者の方、今もトラブルもなく元気に過ごしておられますし、少しずつ、理解をしていただければいいな、と思いながら運営はしているのですけれども、結構施設コンフリクトを経験している事業所はたくさんあって、それは堺市もご存知だと思います。すごく大変な思いをされていたり、もうそういう経験はしたくないのでなるべく周りに家の無いところに開設しています、という事業所もあるくらいにこの施設コンフリクトを経験されたところはすごく疲弊をされています。住まいの保障はすごく人権に関係すると私は思っています。

こういう施設コンフリクトに関して堺市はどのように受け止められているのかと思いますし、個人の問題を社会の問題として行政も捉えていただきたいと思っています。もっと施設コンフリクトを深刻に受け止めてほしいと思った経験ですし、堺市は施設コンフリクトをどう受け止めて理解して何か動きをされているのか、というのがあれば教えていただきたいと思います。

【野田会長】

整理させていただきます。

グループホームは堺市から補助金などが出ているのでしょうか。

【高野宮委員】

補助金はありません。グループホームを開設するための申請をしまして、堺市から認可を受けています。

【野田会長】

障害福祉計画でグループホームを設置していくというのは堺市にもあると思うのですが、今のご質問に関しまして事務局の方から何かございますでしょうか。

【事務局】

高野宮委員のおっしゃっているケースは堺市としても把握しておりますし、地域で色々なことが起こっているということも把握しているところです。我々の立場として難しいところは、一つはグループホームの開設にあたっては事業所を指定するという立場にあります。民間が事業をする上で市が指定するという立場にありますので、あくまでも地元への説明については当然民間事業所の方で行っていただくこととなります。一方で、高野宮委員がおっしゃったようにグループホームを設置する時に地域で反対があつてトラブルが起きているという相談はたくさん受けております。その場合、事業所からの相談、地域からの相談など両方から受けるということもあるのですが、当然地域の方々には障害のある方への理解について十分説明させていただくのですが、中々理解をいただけていないところがあるというのが現状です。ですから、事業所を指定する立場におきましては、事業をするに当たって地元へ説明してください、とお願いしているところですが、一方でグループホームを増やしていくという立場で言いますと、障害者理解を求めていかないとイケませんので啓発というのは今後も引き続き力を入れていきたいと考えております。

【高野宮委員】

施設コンフリクトを経験されている事業所さんと話す機会があつて、皆さん疲弊している状況で、堺市にどういう期待を私たちもできるのかということをお話し合っているのですが、またそういう機会があつたらお願いいたします。

【野田会長】

その他ご意見等がありますでしょうか。

【加納委員】

2点確認させていただきます。

地域移行の動きの中で、地域で私たち民生委員は高齢者のいきいきサロンを運営している立場からもそういう方々も受け入れて交流の場に参加いただくことも協力をしたいという考えであるわけですが、いかんせん、精神障害の分野は病気も含めて専門性が高くてなかなか難しいということもあろうかと思しますので、その点について地域福祉に関わる民生委員にも教育していただきたいというのが一つ、それからもう一つ、これはいまさらという気もするのですが、障害者差別解消法が施行されてしばらく経ちますが、障害をお持ちの方全般に適用する法律だと思うのですが、身体障害の方に重きをなしている感じがします。この点について、合理的配慮を含めて精神障害者に対するこの法律についての動きについて確認をしたいと思いますので説明をお願いします。

【事務局】

一つ目の民生委員の方々には地域において様々な形でご協力いただきまして本当にありがとうございます。地域において障害のある方、精神障害の方も含めて支援していくにあたってということですが、私どもの方もまた機会があれば色々な研修等々を含めて実施させていただければと考えておりますのでよろしく願いいたします。民生委員会の方にも障害福祉の委員会があるかと思しますのでまたご相談させていただきたいと思えます。

障害者差別解消法につきましてですが、平成28年度に法律が施行されました。堺市でも相談の窓口を設けまして当事者や関係者、支援者の方々からの色々な相談を受けて対応させていただいているところです。確かに身体障害の方からの相談が多いという状況で、一例を申しますと、盲導犬を連れておられて飲食店の入店を拒否されたとか、そういったご相談がありましたら事業所の方に伺って事実確認の上、啓発をさせていただいたりなどの取組みをしているところです。合わせまして、精神障害の方からの相談というのも実際いただいております。ただ、精神障害の方のご相談というのは個別性が高く、内容が多岐にわたります。例えば、お店を利用する際のBGMに関する相談とか、本当に合理的配慮というのがその方その方にとって必要なことが違うということを我々も感じているところです。相談件数は年間10件前後でして、決して多い件数ではないのですが、障害の当事者の方にこの法律をもっと知っていただいてご相談いただけるように引き続き啓発する必要があると考えております。また、精神障害の方につきましても当然相談をしていただいて対応していきたいと思えますので併せて啓発をしていきたいと思えます。

【加納委員】

精神障害の方への合理的配慮、具体的なこととしてどのようなものがありますか。例えば身体障害の方であれば、段差のことであるとか目や耳が不自由な方への対応とか具体的ところは分かりますね。精神障害者の方に対する合理的配慮というのは具体的にどのようなことでしょうか。

【事務局】

国の指針などに例示されているのですが、障害により出先で一時的にパニックを起こされ

た際に静養できる別室を提供したりですとか、そういったことが実例としてあげられています。

【野田会長】

その他ご意見等はありませんでしょうか。

【黒田委員】

高野宮委員が施設コンフリクトという言葉でおっしゃいましたが、グループホームを作ることを反対されるということは精神障害を持っている方が生活していく上での社会的障壁だと思います。合理的配慮というキーワードもありますし、社会的障壁を無くすということもこの法律の目的ですので、グループホームは堺市が指定するということで障害者総合支援法の範囲であると言えるのですが、障害者差別解消法第14条には「相談及び紛争の防止等のための体制の整備」というものもあります。「地方公共団体が障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図る」というようなことが書いてありますので、障害者差別解消法を考えれば堺市が関係ないとは言えないと思います。グループホームを作ろうとすれば住民が反対するというのは一種の紛争と言えます。それは障害者差別解消法の色々なキーワードで言えば社会的障壁がそこにあるということだと思います。それを解消する責任が実は堺市にはあるということになるのではないのでしょうか。意見です。

【事務局】

先ほど高野宮委員がおっしゃった件ですが、我々の立場的には住民側から説明を求められた際には実際に行ったことがあります。施設側から「来てバックアップしてほしい」と言われた時には、我々は指定をする立場ですので、住民側から市が施設側の支援をしていると思われるのは、逆に施設が運営する際にうまくいかないということもあります。住民に市が「この施設を保証する」というようなことは言えませんので、そのあたりご理解いただければと思います。

【野田会長】

この問題は大きいと思いますのでまたご検討いただきたいと思います。

【事務局】

地元の自治会の方が市の方に来られたこともあります。その際は当然我々も障害者に関する理解について十分説明させていただいております。ただ、事業所の説明会に来てほしいというのは我々としても行きにくいところがあります。それは先ほども説明しましたように、本来は法人側が事業をするに当たって説明をするものですので、この問題、先ほど黒田委員もおっしゃっていましたように障害者理解を進めていくということが大事だということは我々も認識しています。従いまして、今後どういう施策を行っていけばいいかということを我々もしっかり考えていく必要があると考えております。

【野田会長】

実は私が大阪府で精神保健福祉課長をしていたときに地域コンフリクトが発生して、行政当局として説明会に出ておりました。うろ覚えですが、委託事業だったからかもしれませんが。委託と施設認可では違うのでしょうか。

【事務局】

おっしゃる通り、委託と認可・指定というのは異なります。我々は基本的には事業者を指定するという立場にありますので、例えばマンションを建てるのに許可をしたり、民間法人がする事業に対して指定をするなどそういう立場にあります。

【野田会長】

障害福祉計画においてグループホームを作っていかなければならないという中で、こういうコンフリクトが起きた場合に、やはり行政としても何かの手助けをしてあげる必要があるのではないかと思いますので、ぜひご検討、よろしく願いいたします。

その他何かございますでしょうか。

【山本委員】

今の件に加えてのお尋ねですが、地域住民から「出て行ってほしい」というような声が上がってきて、利用者が困惑をするような状況が出てきたときに、堺市のどこのセクションに相談をしたらよいでしょうか。

【事務局】

基本的には障害施策推進課が担当窓口になります。

【野田会長】

その他いかがでしょうか。

【秋田委員】

質問や提言ではないのですが、合理的配慮の話が先ほどありましたので、私どもハローワークも堺市と連携させていただいて合理的配慮という面では現場に入らせていただいておりますので、先ほど精神障害者に対する合理的配慮の実例ということでご質問がありましたので、補足といいますか、少しだけお伝えさせていただきます。例えば仕事をしている中で上司から叱咤激励を受けてその中でしんどくなって会社を休まれているケース、こういった相談が上がってきております。合理的配慮という部分でのご相談をさせていただいて、事業所として経過として上司の方が現場から離れて別の現場へ可能な範囲の中で転勤をさせるとか、そういったような実例が実際にございます。そういった実例を踏まえた合理的配慮という考え方もありますので補足をさせていただきます。

【野田会長】

精神障害者の合理的配慮というのは確かにイメージしにくいところですので、またそうい

った実例などございましたらよろしく願います。

それではお時間になりました。本日は本当に非常に貴重なご意見、ご要望をいただきまして、活発にご議論いただきました。皆さまの御協力によりましてつつがなく終了することができました。ありがとうございました。

【事務局】

どうもありがとうございました。熱心にご議論いただきまして誠にありがとうございました。本日いただきました委員のみなさまのご意見をもとに、本市の精神保健福祉施策の更なる充実をはかるため、私ども一同努力してまいりたいと考えております。今後ともご協力のほどよろしく願います。本日はどうもありがとうございました。

7. 閉会

令和元年度 堺市精神保健福祉審議会議事録

令和元年10月発行

堺市健康福祉局健康部 精神保健課

堺市行政資料番号 1-C8-19-0220